

令和3年4月20日

令和3年4月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

1 開催日時 令和3年4月20日(火) 午後1時30分～2時10分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱 邦臣		
副会長	8番	中村 正治		
委員	1番	森 善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田 好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭 周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西 壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本 正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保 瞳子	14番	中野 稔

4 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶 日出男	主査	奥田 真貴子
事務局長代理	松下 伸弘		

5 その他出席職員

茨木市石河土地改良区事務局 参事 上田 輝雄

6 議事録署名委員

9番 中西 壽男	10番 大西 清一
----------	-----------

7 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第5号 茨木市石河土地改良区土地改良事業計画の変更

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による通知(専決処理分)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

報告第5号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明

8 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和3年4月定例会を開会いたします。

現在の出席委員は14人でありますので、会議は成立いたしております。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。

始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、議席番号9番、中西 壽男委員、並びに、議席番号10番、大西 清一委員をご指名申し上げます。

議長

これより、付議案件の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、2筆、1,007m²についてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認願います。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請

があつたものです。

譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見ご質問等がありましたらお願ひします。

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

本件につきましては、私と中村副会長、地区担当推進委員並びに中野稔委員により、現地調査を実施しておりますので、現地の状況について、私からご報告いたします。

小濱委員

それでは、4月7日に現地調査を行いました結果につきまして報告いたします。

申請地は、[REDACTED]、田、 690m^2 でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、国道171号豊川三丁目の交差点の北、約400mに位置しており、市道清水一丁目鳥羽線の西側に面しております。

周囲の状況は、北側及び西側は水路、東側は道路、南側は宅地でございます。

転用の目的は駐車場で、雨水は既設の農水路へ放流する計画であります。

地元協議も整っております、転用することについて問題はないものと思われます。

以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

続きまして、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局主査、奥田さん。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、1件、1筆、690m²についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地を、農地の所有者自らがその農地を農地以外のものに転用するため、申請があったものです。

転用の理由ですが、申請人は隣接地で自動車販売業を営んでいる法人から、業務用の駐車場を確保したいとの要望を受け、申請地を貸駐車場として整備するものです。

農地の区分は、水道管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に市立豊川小学校、梅花女子大学があることから、第3種農地と判断します。

貸付を要望している法人は、事業所来訪者の駐車場及び預り自動車の保管場所が手狭であることから、事業所からの距離、必要面積、転用に伴い、周辺の他の農地の営農に支障を与えないと考えられる本件申請地を選定し、所有者がその要望に応じたものです。

事業計画では、駐車台数13台となっております。

以上、農地法第4条第6項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第4条第5項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第4条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、3件を議題といたします。

議事の進行上、まず、1項目から6項目について審議いたします。

本件につきましては、中村副会長、地区担当委員、推進委員並びに中野稔委員により、現地調査を実施していただいておりますので、調査結果につきまして、報告を求めます。

大西委員。

大西委員

それでは、4月7日に現地調査を行いました結果について報告いたします。

申請地は、[REDACTED]、田ほか4筆、4, 713m²でございます。

位置については、議案第3号①参考資料でご確認ください。

申請地は、府道余野茨木線と府道茨木摂津線が交わる馬場の交差点の南西、約400m行ったところにございます。

周囲の状況は、北側は道路、東側から南側、西側にかけては宅地、山林及び公用道路等であります。

転用の目的は駐車場で、雨水は既存の側溝へ放流する計画であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われます。

以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、久保委員。

久保委員

それでは、4月7日に現地調査を行いました結果について報告いたします。

申請地は、[REDACTED]、田、 330m^2 でございます。

位置については、議案第3号②参考資料でご確認ください。

申請地は、府道余野茨木線と府道忍頂寺福井線が交わる東福井三丁目の交差点の南東、約 350m に位置し、市道東福井4号線の西側に面しております。

周囲の状況は、北側及び西側は農地、東側は道路、南側は農地及び宅地でございます。

転用の目的は住宅で、汚水は公共下水道管へ、雨水は既設水路へ排水する計画であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われます。

以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、3件、7筆、 $5,252\text{m}^2$ についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があつたものでございます。

1項目から5項目についてご説明申し上げます。

転用の目的は駐車場、権利の種類は所有権となっております。

転用の理由ですが、譲受人は近隣で園芸サービス業を営んでおり、同社施設への来客者用駐車場が不足していることから、申請地を譲り受け、駐車場として整備するものです。

事業計画では、駐車台数が普通乗用車及び軽自動車を併せて80台となっております。

農地の区分は中山間地域に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産性の低い農地でありますことから、第2種農地と判断します。

土地の選定理由ですが、譲受人は必要面積や施設利用者の利便性、近隣住民の生活環境等を考慮し、農地以外の土地を含め複数の候補地を探しましたが、それぞれ候補とした他の土地では、必要面積や道路の整備状況、安全性等から適当な土地が見つからなかつたため、転用に伴い他の周辺農地に影響を及ぼすおそれが少ないと該申請地を選定したものです。

次に、6項目についてご説明申し上げます。

転用の目的は住宅、権利の種類は所有権となっております。

農地の区分は、水道管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に市立福井小学校、府立福井高等学校があることから、第3種農地と判断します。

転用の理由ですが、譲受人は現在の居住地を府道用地として提供するため、代替地を取得し住宅を建築するものです。

事業計画は、鉄骨平屋建て居宅1棟、建築面積119.83m²となっております。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご質問等がございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないととの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、7項目について、審議いたします。

なお、私と中村副会長につきましては、農業委員会会議規則第12条に、委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退出いたします。

また、その間の議事につきましては、同規則第6条第2項に、年長の出席委員が臨時に議長の職務を行うと規定されていますので、吉田好委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

吉田委員、よろしくお願ひいたします。

(小濱会長、中村副会長、退室)

臨時議長

先ほど臨時議長に選任されました吉田でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、議事の進行を務めさせていただきます。

本件につきましては、中村副会長、地区担当推進委員、吉田公俊委員並びに中野稔委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、報告を求めます。

吉田公俊委員よろしくお願ひします。

吉田委員

それでは、4月7日に現地調査を行いました結果についてご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]、田、 537m^2 の内 209m^2 でございます。

位置については、議案第3号③参考資料でご確認ください。

申請地は、府道茨木亀岡線と市道宿久庄二丁目安威一丁目線が交わる安威の交差点の東、約150mに位置し、市道の南側に位置しております。

転用の目的は駐車場で、許可後から8月31日までの一時転用でございます。

周囲の状況は、北側は道路、東側は宅地、南側及び西側は農地でございます。

施行計画では、周囲に土のうを積み、雨水が隣接農地に流出しないよう対策を講じられます。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われます。

簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

臨時議長

ありがとうございました。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、7項目についてご説明申し上げます。

転用の目的は駐車場、権利の種類は賃借権、一時転用となっております。

農地の区分は農用地ですが、一時転用の許可申請となっており、許可可能案件と判断します。

転用の理由ですが、被設定人は複合サービス事業を営んでおり、申請地を借り受け、隣接地で計画している施設建築工事に伴う駐車場として使用するものです。

事業計画では、駐車台数が7台となっております。

土地の選定理由ですが、譲受人は必要面積や工事現場からの距離を考慮し、農地以外の土地を含め複数の候補地を探しましたが、それぞれ候補とした他の土地では、必要面積や近隣住民への影響等から適当な土地が見つからなかったため、転用に伴い他の周辺農地に影響を及ぼすおそれが少ないと当該申請地を選定したものです。

なお、一時転用期間は、許可日から令和3年8月31日までとなっており、転用期間満了までに田に復旧する計画でございます。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

臨時議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

臨時議長

それでは、ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

臨時議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお本件につきましても、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないととの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定によります許可申請、1件につきましては、適當と認め許

可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

臨時議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

これで、私の臨時議長の職務は終了いたしました。

どうもありがとうございました。

それでは、会長と交代のため、暫時、休憩いたします。

(小濱会長、中村副会長、自席に戻る。)

議長

ただ今から再開いたします。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局主査、奥田さん。

事務局

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、2筆、2,783m²について、茨木市長から農業委員会会长て、利用集積計画を定めるに当たり審査依頼があったものでございます。

権利関係は使用貸借権で、5年の新規設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきまして、議案参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は、箕面市在住で農業従事年数は8年となっております。

年間農業従事日数は300日、野菜を栽培されており、本件申請地においてナス、きゅうり、トマト等の栽培を予定しております。

農業用機械といたしまして、耕うん機、草刈機、給水ポンプを所有されております。

研修等の受講履歴として、大阪府農業大学校短期プロ農家養成コースを受講し、農業技術を習得しております。

平成30年4月以降、箕面市で農地を借受けされています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第5号、茨木市石河土地改良区土地改良事業計画の変更を議題といたします。

なお、中西委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いします。

本件につきましては、茨木市石河土地改良区事務局職員の説明を求めたいと存じますので、茨木市農業委員会会議規則第10条第1項の規定により、お諮りいたします。

発言を許可することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、発言を許可します。

それでは、本件につきまして説明を求めます。

茨木市石河土地改良区事務局、上田参事。

茨木市石河土地改良区事務局

それでは、説明させていただきます。

議案第5号茨木市石河土地改良区事業計画変更についてご説明いたします。土地改良事業計画変更実施する場合は、農林水産省構造改善局長通知により、農業委員会の意見を聴取する必要がございますので、本日皆様にご審議いただくものであります。

始めに、当土地改良区についてですが、平成12年7月25日に大阪府知事の設立認可を受け、その際、土地改良事業計画の認可もあわせて受けております。

大岩・桑原地区あわせまして、現在31.1ヘクタールのほ場整備を実施しております。

その後、地域編入や主要工事の計画の変更等により、平成17年、平成25年、平成27年そして平成29年度に変更認可をうけております。

また、桑原地区におきましては、工事が完了しており平成24年に換地処分を済ませて事業完了後に改良区から除外してございます。

今回の変更は大岩地区にかかるものでございます。

まず大岩地区の場所につきましては、位置図をつけさせていただいております。大岩地区につきましては、西側に茨木摂津線、東側に茨木亀岡線、北に千提寺インター、南側に彩都中央東地区があり、その中に存在しております。

続きまして、変更の内容は議案書にもありますとおり、関連事業等の調整等により、換地計画樹立の年度が遅れておりますので、年度計画を変更するというものです。

具体的には換地処分予定年度を、令和3年から令和5年に変更いたします。

大岩地区は安威川ダム建設における残土処分として盛土工事を行い、その上面を農地として圃場整備する事業になっております。

事業計画の土地31.1ヘクタールの土地に約350万m³もの土を入れる盛土工事になりますので、ダム建設や大岩地区を含めた周辺事業においても、多くの調整が必要であり、事業進捗が遅れた次第です。

また事業費につきましては、消費税の変更等現状に合わせ見直しを行っております。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

矢頭委員。

矢頭委員

最後の事業費について、事前計画と比較し変更計画 600 万円分の増額になっているんですけど、先ほどの説明では消費税関係でこの額を認識したらよろしいですか。

茨木市石河土地改良区事務局

消費税が 8 パーセントから 10 パーセントに変更されたので、その分の費用と考えていただいたら結構です。

矢頭委員

わかりました。

議長

他にございませんでしたら、質疑を打ち切りましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ちります。

お諮りいたします。

茨木市石河土地改良区土地改良事業計画の変更につきましては、異議なく同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、報告案件に移ります。

報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出、専決処理分、4 件。

以下、報告第 5 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者証明、1 件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基き処理いたしたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいいたします。

議長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、令和3年度委員総会でございますが、当初、4月27日火曜日の開催を予定しておりましたが、現在大阪府でも新型コロナウイルスの感染者が毎日1,000人を超えるという状況も続いておりますし、緊急事態宣言も発せられる見込でございますので、来月の定例会5月26日水曜日に延期し、定例会と同日に委員総会を開催するということで実施したいと考えておりますので、よろしくご了承賜りますようお願いします。

ですから4月27日の委員総会は延期いたしまして、5月26日水曜日の定例会と同日に開催させていただくということでよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、これをもちまして、「令和3年4月定例会」を閉会といたします。
ありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月20日

茨木市農業委員会

議長

(署名済み)

署名委員

(署名済み)

署名委員

(署名済み)
